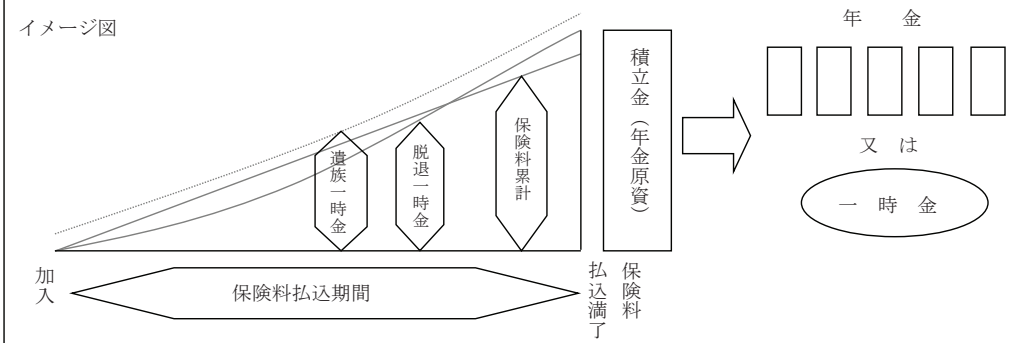


特に重要なお知らせ（契約概要）

この「特に重要なお知らせ（契約概要）」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。なお、お申込みの際には、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」を本書とあわせて、ご参照いただくとともに、詳細については、「加入勧奨資料」もご覧ください。
また、ご不明な点は保険契約者（団体）または引受保険会社へご照会ください。

1. 商品名称
拠出型企業年金保険

2. 商品の特徴
企業・団体の従業員・所属員の方について、自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、団体を契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立を行い、退職後に年金または一時金が受取れます。また、拠出型企業年金保険遺族年金特約により、死亡時には遺族年金特約保険金が加算されます。



※団体毎の制度内容により取扱が異なります。

3. 積立金について

- ▶ お申込みいただいた保険料は、事務手数料や遺族年金特約保険料を差し引いて積立てられ、所定の予定利率により運用されます。予定利率については将来変更される場合があります。
- ▶ 将来の受取予想額につきましては保険契約者（団体）または引受保険会社へご照会ください。（将来の受取額をお約束するものではありませんのでご留意願います。）

4. 加入年齢・保険料・保険期間等

- ▶ 加入年齢、加入資格、（追加）加入日、保険料の額、払込方法、払込経路、払込満了期日、年金受取期間等につきましては保険契約者（団体）または引受保険会社へご照会ください。
- ▶ 退職、退会等により団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

5. 年金および一時金の支払について

年金や一時金が主に支払われる場合は以下のとおりです。団体毎の制度内容により取扱いが異なる場合がありますので、詳細は保険契約者（団体）または引受保険会社へご照会ください。

- ▶ 基本年金、中途脱退年金
保険料払込満了期日を迎えた時に、積立金を原資とした年金をお支払いいたします。保険料払込満了期日前に脱退される場合は、中途脱退年金をお支払いいたします。
- ▶ 遺族年金
加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族特約保険金を加算して、年金もしくは一時金にて遺族の方にお支払いいたします。
- 一時金を希望される場合は、将来の年金のお支払に代えて一時金をお支払いいたします。また、積立金（年金原資）から計算した年金額が一定額（ご契約により異なります）以下となる場合にも一時金でお支払いいたします。（個人年金保険料税制適格制度の場合を除く）

6. 配当金について

- ▶ 毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。
- ▶ 積立期間中の配当金は積立金の積み増しに充当します。年金受給権取得後の配当金は、年金額の買い増しに充当、または年金支払日に年金にあわせて支払、のいずれかの方法となります。
- ▶ 年度途中で脱退された場合はその年の配当金は支払われません。

7. 引受保険会社名

この保険契約はジブラルタ生命保険株式会社が引受保険会社となっております。なお、この保険契約が共同取扱契約の場合はジブラルタ生命保険株式会社が幹事会社として委任を受けて事務を行います。共同取扱契約とは、同一の保険契約を複数の保険会社が共同して引受ける契約をいい、各引受保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。（給付に際しての負担割合は相違する場合があります）。なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

◆ジブラルタ生命保険株式会社 本社：〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10 TEL：0120-160-427